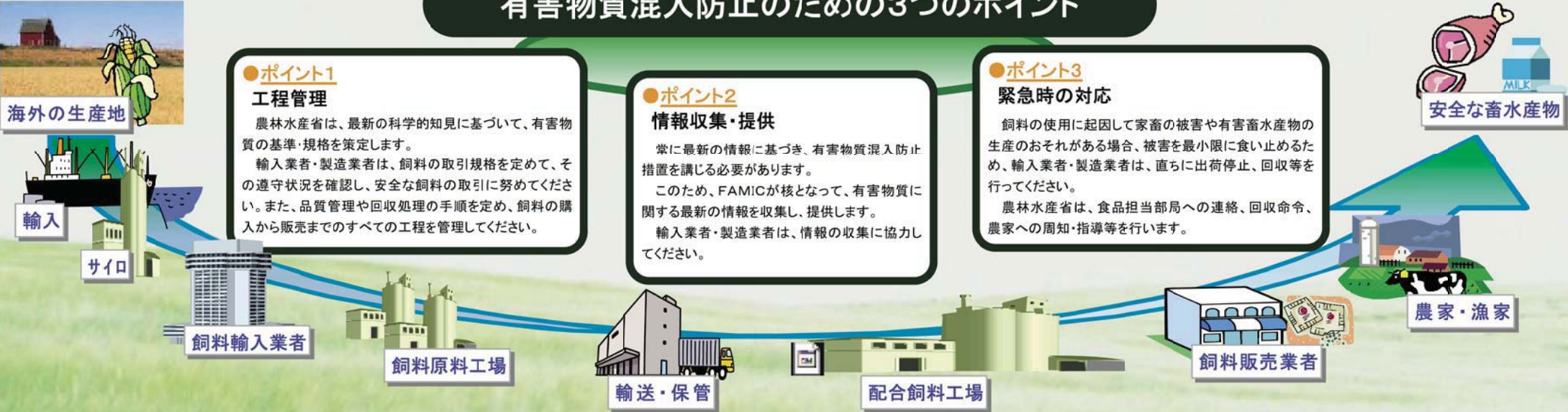


# 飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン

## 有害物質混入防止のための3つのポイント



**ポイント1**  
**工程管理**  
農林水産省は、最新の科学的知見に基づいて、有害物質の基準・規格を策定します。  
輸入業者・製造業者は、飼料の取引規格を定めて、その遵守状況を確認し、安全な飼料の取引に努めてください。また、品質管理や回収処理の手順を定め、飼料の購入から販売までのすべての工程を管理してください。

**ポイント2**  
**情報収集・提供**  
常に最新の情報に基づき、有害物質混入防止措置を講じる必要があります。  
このため、FAMICが核となって、有害物質に関する最新の情報を収集し、提供します。  
輸入業者・製造業者は、情報の収集に協力してください。

**ポイント3**  
**緊急時の対応**  
飼料の使用に起因して家畜の被害や有害畜水産物の生産のおそれがある場合、被害を最小限に食い止めるため、輸入業者・製造業者は、直ちに出荷停止、回収等を行ってください。  
農林水産省は、食品担当部局への連絡、回収命令、農家への周知・指導等を行います。

### ～ガイドラインの定義～

● **飼料等とは？**

飼料及び飼料添加物並びにそれらの原料等をいいます。したがって、輸入穀類や地域で発生する食品残さなど最終的に家畜等の口に入るおおよそすべてのものが、このガイドラインの対象となります。

● **有害物質とは？**

人又は家畜等の健康に悪影響を及ぼす可能性がある有害要因のうち残留農薬、かび毒、重金属等の化学物質をいいます。

● **工程を管理するとは？**

飼料等の取引に当たって、規格を定め、その遵守状況を確認すること。飼料作物の生産や食品工場における飼料原料の発生段階から、飼料等の輸入、製造、販売、保管及び輸送の各段階において、有害物質が混入しないように取り扱うための手順等を定めて飼料等を取り扱うことをいいます。  
これはプロセス管理の考え方をとったもので、「飼料等」とともに「その安全」をリレーするものです。したがって、飼料等の成分のみに着目して、すべてを分析して有害物質が混入していないことを保証するといった考え方をとっているのではなく、工程を管理することにより、安全を確保するものです。

### ～ 各事業者がガイドラインに基づき実施すること ～

本ガイドラインでは、飼料関連事業者も食品関連事業者の一員として、自らが食品(畜水産物)の安全を確保する責任を有していることを認識し、飼料等を取り扱う各段階で有害物質の混入を防止することを求めています。各事業者は、以下の対策を進めてください。

● **輸入業者においては、**

海外の生産地における干ばつ、かびや害虫の異常発生等、飼料等の安全性に影響を及ぼす情報を収集・整理し、重要なものについては、FAMICに報告してください。  
有害物質の規格を定め、その遵守状況を確認してください。  
品質管理、苦情処理、回収処理及び教育訓練並びに輸送・保管時の管理に関する手順書を整備し、これに基づいて業務を行ってください。

● **製造業者においては、**

原料について有害物質の規格を定め、その遵守状況を確認してください。  
工程管理基準書及び品質管理基準書を整備するとともに、製造管理責任者及び品質管理責任者を設置し、手順書に基づき製造・品質管理業務を行ってください。  
異常時対応、苦情処理、回収処理、自己点検及び教育訓練並びに輸送・保管時の管理に関する手順書を整備し、これに基づいて業務を行ってください。

● **販売業者においては、**

輸送・保管時の管理に関する手順書を整備し、これに基づいて業務を行ってください。

### 業務委託を受けた 輸送業者・保管業者 のみなさまへ

輸送業者及び保管業者が手順書に基づき有害物質の混入防止に関する業務管理を行うことを文書により確認します。

輸入業者・製造業者・販売業者からこの確認を求められた場合は、御協力をお願いします！